

第 2 3 回宇都宮市都市計画審議会議事録

平成 1 6 年 1 2 月 2 2 日
午後 3 : 0 0 ~
1 4 A 会議室

- | | |
|----------|---|
| 出席委員 | 荒井雅彦委員，長田光世委員，塩田 潔委員，鈴木幸子委員，
増淵昭一委員，船田武彦委員，杵淵 広委員，小林秀明委員，
岡本治房委員，中山勝二委員，石塚 奠委員

(1 1 名) |
| 欠席委員 | 永井 護委員，吉田栄一委員，田辺繁樹委員，
細谷芳明委員 (代理出席 大出課長補佐)

(4 名) |
| 出席幹事 | 森賢一郎幹事，永嶋正義幹事，栗田健一幹事，高橋 悟幹事，
定岡 誠幹事，笠井 純幹事
(6 名) |
| (臨時幹事) | 高野房三幹事 (市民生活部次長・副参事)
森岡正行幹事 (地域政策室長)
岡本典幸幹事 (斎場整備推進室長)
(3 名) |
| 事務局 | 吉澤信二書記，松本一男書記，飯塚由貴雄書記，齋藤貴司書記
(4 名) |
| 説明員 | 伊沢敬一斎場整備推進室 GL，小堀徹地域政策室 GL
(2 名) |

進行
統括 GL

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から、「第23回宇都宮市都市計画審議会」を始めたいと思います。

委員の皆様方には、ご審議・ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

確認事項

始めに、本日の案件でございますが、報告案件としまして、

- ・ 「(仮称)宇都宮市新斎場建設計画について」
- ・ 「JR宇都宮駅東口地区整備事業に関する都市計画素案について」

の2件があげられております。

臨時幹事の
紹介

なお、本日は案件に関連しまして、臨時幹事と致しまして、市民生活部次長・地域政策室長・斎場整備推進室長が出席しております。

資料確認

次に、本日の会議資料について確認させていただきます。

本日配布の資料と致しまして、

- ・ 会議次第

報告案件第1号「(仮称)宇都宮市新斎場建設計画について」の資料と致しまして、

- ・ 資料1-1 公聴会資料 都市計画素案の概要
- ・ 資料1-2 都市計画素案に対する意見申出書
- ・ 資料1-3 宇都宮都市計画火葬場の変更「1-2号宇都宮市新斎場の追加」に係る都市計画素案に関する公聴会記録
- ・ 資料1-4 宇都宮都市計画火葬場の変更「1-2号宇都宮市新斎場の追加」に係る都市計画素案に関する公聴会意見申出書及び公述の要旨、及び意見に対する見解となっております。

参考資料1から4につきましては、現斎場周辺の図面や候補地評価一覧表などとなっております。

また、お手持ち資料の封筒の中には、都市計画審議会宛の本件に関する関係者からの公聴会の後に出されました意見書2通が入っております。

てございます。

それと、もう1件、

- ・ 報告案件第2号「JR宇都宮駅東口地区整備事業に関する都市計画素案について」

の資料となっております。

以上不足しているものがございましたら、お知らせ願いたいと思います。

よろしいでしょうか。

傍聴者有無

また、本日の会議については、傍聴者は6名（途中入場1名、計7名）でございます。

ここで、傍聴者の皆様にお願いがございます。お手元に配付してございます傍聴要領にもございますように、会議開催中の発言などは控えていただき、また、傍聴にあたってお守り頂く事項をよくお読み頂きまして、会議の進行を妨げないようにお願い申し上げます。

会長職代行

本日、永井会長におかれましては、急遽出席できなくなりましたので、当審議会条例第5条3項に『会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。』となっておりますので、職務代理者である「小林秀明委員」に審議会の議事進行をお願いいたします。

それでは、小林委員、よろしくをお願いいたします。

挨拶

どうも、ご苦労様でございます。

小林職務

会長職務代理者の小林でございます。

代理者

只今、報告ありましたように、永井会長が急遽出席できませんので、私の方から今回の議事進行を努めさせていただきたいと思っております。

委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただきながら、効率的に会議を進めたいと思っておりますので、どうかご協力をよろしくをお願いしたいと思います。

定足数報告

それでは、会議の成立に係わる本会の定足数に関して、事務局より報告を求めます。

松本 GL	<p>事務局より本会の成立についてご報告いたします。</p> <p>本日の会議でございますが、現在出席委員は11名でございます。これは、当審議会条例第6条でございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
開会宣言 小林議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局からの報告のとおり、本会は成立しておりますので、只今から、第23回宇都宮市都市計画審議会を開催いたします。</p>
議事録署名 委員指名	<p>まず、議事に入る前に、本日の議事録署名委員として、増淵昭一委員と船田武彦委員の2名をお願いをしたいと思います。</p> <p>どうかよろしくをお願いをしたいと思います。</p>
議事開始 小林議長	<p>それでは、会議を進めます。</p> <p>本日は、報告案件については市長から提出がありました、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告案件第1号「(仮称)宇都宮市新斎場建設計画について」 ・ 報告案件第2号「JR宇都宮駅東口地区整備事業に関する都市計画素案について」 <p>以上計2件の報告案件でございます。</p>
会議の公開	<p>まず、報告に先立ちまして、会議(議案)の公開、非公開について確認をいたします。</p> <p>本日の報告案件につきましては、会議は、公開とさせていただきます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし
小林議長	それでは、議事に入ります。

最初に，事務局から説明をいただき，その後，ご質問・ご意見等をいただきたいと存じます。

報告案件 1

まず，報告案件第 1 号「(仮称)宇都宮市新斎場建設計画について」の説明をお願いします。

飯塚書記

都市計画課の飯塚と申します。よろしくお願いいたします。

右上に，資料 1 - 1 と書かれた資料をご覧くださいませでしょうか。この資料につきましては，11月30日に都市計画法に基づきます公聴会を開催した時に皆様にお示しした資料，その前に縦覧などをした時にお示ししたものでございます。

題名でございますが，宇都宮都市計画火葬場の変更「1 - 2 号宇都宮市新斎場」の追加についてという内容でございます。

1 番といたしまして，都市計画でどのようなものを決めることになっているかという事を記載したものでございまして，種類といたしますと宇都宮都市計画火葬場の変更となります。名称といたしますと 1 - 2 号宇都宮市新斎場ということになります。位置につきましては宇都宮市上欠町の一部ということと，面積については約 9.7 ha というものが都市計画を定める際に必要なものでございます。

2 番目，都市計画変更の理由といたしましては，平成 13 年 3 月に「斎場再整備基本計画」というものを策定いたしまして，現斎場からの移転新設による方針を決定したところでございます。この方針に基づきまして，13 年 6 月から候補地の比較検討を行いまして，14 年 6 月に上欠町を最有力候補地として選定したところでございます。その後，環境影響評価調査の総合評価等を踏まえまして，16 年 10 月に上欠町富士山台というところを新斎場の建設地として決定して，都市施設として整備するために火葬場に追加しようとするものでございます。

(1) の現斎場の課題といたしまして，今後，火葬需要の大幅な増加が予想されておりまして，現施設の能力では対応が困難ということでございます。2 番目といたしまして，建築から 26 年が経過いたしまして，火葬炉については長期稼働による経年劣化が著しいということでございます。3 番目でございますが，駐車場の絶対数

不足，さらには会葬者が移動する際の錯綜・混雑の発生など，会葬者が利用しづらく，厳肅性を保つことが出来ない構造となっております。

2番目として，移転新築の理由でございますが，現斎場の周辺一体が戸祭山緑地として緑地保全計画があるなど，敷地の拡張が困難であることと，火葬業務を行いながら改築することが困難ということでございます。

3番目，候補地の選定条件といたしまして，斎場に求められている姿としては，緑と静けさにつつまれた斎場，ゆったりとした空間を有した斎場，安心して利用できる十分な機能を有した斎場，最後の別れにふさわしい雰囲気・景観を有した斎場をいうことでございます。次に，新斎場建設候補地の選定条件といたしまして，斎場に求められている姿が規模や形態，周辺の景観等から実現可能であることでございます。それから，斎場への交通利便性が距離，時間，経路等の面で高いということでございます。最後に，新斎場としての土地利用，これがインフラ，諸条件の面で可能であることでございます。

4番目といたしまして，上欠町を最有力候補地とした理由でございますが，自然の樹木に囲まれた広い平坦部がありますので，樹木を残したまま整備することが可能だということでございます。それから，宇都宮環状線から近距離にございまして，市内全域からの交通利便性が高いことでございます。3番目に，土地利用に規制がなく，造成が容易ということでございます。最後に，地形などから建設による周辺に及ぼす影響が少なく，周辺環境との調和が図りやすいということでございます。

右側につきましては，現在，新斎場として計画しております場所，インター通りの南側に当たるとのこととか，計画図といたしまして，インター通りの南側の計画地区域，これを示したものを付けております。

3番目といたしまして，施設概要ですが，主な設備といたしまして，火葬炉が16基，待合室が16室，式場が2室（各150人収容）等でございます。稼動開始の目標年次といたしますと，平成20年度内を目指しているところでございます。

この都市計画素案につきまして，11月30日に公聴会を開催い

たしまして、その時に公述をなさりたいということで意見の陳述がございました。それにつきましては、資料1 - 4をご覧くださいと思います。右上に、資料1 - 4と書いたものでございます。

その時に、皆様方から出されました意見、それにつきましては、前もって意見申出書というものを出していただきまして、そこに、事前にこういったことを述べるよということを書いていただいております。

左側でございますが、意見申出者（公述人）ということで、全部で7名の方から公述をいただいたところでございます。

まず、公述人Aという方からの公述でございますが、意見申出書の要旨の解釈ということで、左側の列に入っております。

1番目といたしまして、区域内に赤道があるのですが、この付替は都市計画決定手続前に行うべきではないかということでございます。2番目といたしまして、現斎場においてリニューアルは可能であり、その費用は新斎場の整備よりも安価であるということです。3番目といたしまして、選定場所に関してもっと適した場所があるということでございます。4番目といたしまして、区域が不整形な場所がある。また、帯状の緩衝緑地の幅が足りないと思われるというものでございます。5番目といたしまして、火葬場と斎場は別々の都市施設（建物用途）であり、都市計画に定める区域は火葬場部分の土地のみと考えるというものです。6番目といたしまして、環境影響評価の評価結果に疑義があるというものでございまして、1番目は火葬時の排気ガス量の算出がおかしいということ、2番目は浮遊物質の飛散評価の際、宇都宮気象台の風向、風速で評価しており、適切でないというものです。3番目が自動車交通の排気ガス量算定の際、自動車の速度を60km/hとしており、適切な評価をしていない。最後ですが、現火葬炉の寿命が数年である根拠がない。最小費用で整備することが最も大切であるという意見申出書を出していただいております。

実際に、公聴会で公述していただいた内容の要旨が右側に書いてございます。

まず一番上でございますけれども、少ない費用で実現できる現斎場のリニューアルで対応すべきであるというものが大きなものでございます。2番目のところですが、火葬炉等の建築物は老朽化し

ておらず、まだ20年以上の寿命がある。6基不足するのであれば、その6基分を増設すれば良いというものでございます。次に、現斎場のバリアフリーを行うために3850万円で済むのであれば、この費用をかけてリニューアルしバリアフリーを改善すべきであるというものでございます。それから、現在建っている火葬棟等の建設の際は地盤強化工事を行っていない。今後、地盤強化が必要であるかどうかの検討もされていないのに、地盤強化工事が必要であるといえるのかというものでございます。次に、風致地区の規制は厳しいものではなく、リニューアル上で何ら支障になることではないというものでございます。次に、現斎場の隣接には西側と北側に市の所有地があり、これらで2.5ha位になる。この土地を利用して全く問題なくリニューアルが出来るというものでございます。次に、競輪場の駐車場の一部で十分対応し、立体駐車場等の方法により対処すれば、何ら問題はないという意見でございます。次に、西側の市所有地に必要施設を建設し、北側市所有地に山本町へ抜ける道を作り火葬業務専用道路として利用すれば、リニューアルに何の支障も起きないというものでございます。次に、現斎場は都市緑地に周辺が幅広く囲まれており、安らぎ・荘厳等全てを満たすリニューアルが可能であるというものでございます。次に、競輪開催時の渋滞が問題であるならば、北に抜ける道路を設けて解消するのが可能である。問題は無いということでございます。次に、西側所有地1haの土地の条件付寄付を受け入れたのであれば問題だということと、寄付者の意向を汲むことも大切であるが、市民の負担が最小になるよう考え、斎場用地として用いても良いと判断すべきものであるというものでございます。次に、上欠団地自治会意見交換会では、地盤議員が「良いでしょう」との発言から上欠町に持ってこられたという話があった。宇都宮市墓地、埋葬等に関する法律施行細則には、火葬場は250m以上民家から離れて建設すると規定されているのに、上欠町の建設地の250m以内には約20軒の民家が存在する。市内には、こういう民家から離れ、最適な土地が3ヶ所以上あり、このような最適な場所を除外して、上欠町が候補地とされてしまったことが意見交換会出席者の認識であるということでございます。最後になりますが、上欠町よりも利便性が良く、市規則に適合すると市民が考えている場所をまず検討し、不適切な場合

には上欠町の都市計画決定を進めざるを得ないというように進めるべきであるという意見が公述人 A さんから出されたところでございます。

続きまして、1 枚捲っていただきまして、公述人 B という方から出された意見でございます。左側が意見申出書に記載されている問題でございます。

一番上でございますが、点の一つ目、火葬場予定地の周辺には、その 250 m 以内に 20 ~ 30 軒の人家が存在する。施行細則に違反しており許されないということでございます。次に、市は本条本項のただし書きの規定を基に、公衆の衛生を害さないというのですけれども、旧厚生省は「現時点における技術等により対応可能なものを指針値として定めたものである。」としておりまして、「公衆の衛生その他公益を害するおそれがない」場合に該当するとすることは明らかに不当であると。何メートル離れば安全基準に達するのかを具体的に証明せよという意見でございます。次に、拡散したダイオキシンが地中に浸みこんで蓄積した場合、住民に永久に健康被害がでないことを証明せよというものでございます。次に、市は「新斎場建設候補地総合評価表」の中で「敷地周辺に影響を受ける施設がない。」という事を評価項目として、一部の候補地に対して「優良農地であり、農作物への影響が考えられる。」と評価しているということでございます。次ですが、市は上欠町候補地の 250 メートル以内 20 ~ 30 軒の存在を「人家」の存在ではないと無視している。なぜ、20 ~ 30 軒の人家が存在して生活を営む「人間への影響」を無視し、「農作物への影響」は配慮して評価するのであろうかという意見でございます。最後ですが、農作物への影響を考慮することには反対ではないが、直接的な人間への影響を考慮しておらず、人権を無視した市の姿勢であるという意見書でございました。

右側につきましては、実際の公述で述べていただいた内容が記載されております。

右側の一番上でございますが、市規則第 4 条第 2 項では「墓地及び火葬場の敷地は、人家及び公共施設との距離が・・・、火葬場にあつては 250 m 以上であつて、・・・土地でなければならない。」という規定があり、火葬場から 250 m 以内に人家がある場合には

火葬場は建設できないと定められている。上欠町の候補地の予定地には250m以内に20軒から30軒の人家が存在しているのに拘わらず、なぜ市がここに火葬場を建設できるのかというものでございます。次ですが、市は「公衆の衛生その他公益を害するおそれがない場合には、この限りでない。」という但し書の規定、これを根拠として、ダイオキシン濃度を0.1ナノグラム以下にするから安全だと言っている。中段になりますが、市が安全だと言っている0.1ナノグラムは政府の示す安全基準の166倍の値であり、これがなぜ安全なのか。拡散すれば安全だというのであれば、何m離れば安全となるのか明確にしてほしい。また、この蓄積したダイオキシンを250m以内に住む住民は永久に吸い続けなければならない、公衆の衛生を害さないという市の主張は全く成り立たないという意見でございます。次に、火葬場は墓地埋葬法に規定されている法律であり、環境アセスメント法という立法の趣旨も内容も全く違う法律を持ってきて墓地埋葬法に規定されていることを立証できるのか理解できない。最後でございますが、「新斎場建設候補地総合評価表」の中で、他の候補地については「民家等はないが、優良農地であり農作物への影響が考えられる」と挙げているのに対し、上欠町は「敷地周辺に民家が点在している」とだけ書いている。農作物への影響があるのであれば住民の健康の影響はどのようなであろうか、人権無視であるという意見をBという方が述べられたところでございます。

また、1枚捲っていただけますでしょうか。次に、公述人Cさんという方の意見申出書が左でございます。

一番上のところでございますが、選考過程の中で、予定地である24ヶ所の内「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」を満足させる候補地が多数存在している。これらを優先して選定を行うべきだというものでございます。次に、これらの候補地がどうしても適当でない場合に、その理由を明らかにした上で、上欠町を選定の対象とすべきであるというものでございます。最後に、同じく「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」の適合性を選考対象としない市の手続きは誤りがあるということでございます。

実際に公述された内容が右に記載されてございます。

一番上のところをご覧ください。点の一つ目でございます。墓埋

法施行細則では「敷地が人家から250m以上であって」と載っている。24候補地の評価表では6ヶ所、10候補地の評価表でも3ヶ所もありながら、これらの土地についてあまり検討せずに上欠町を最有力候補地と選定してしまったことは、極めて大きな誤りであるという意見でございます。2番目でございますが、250m以内に人家のある上欠町と24ヶ所の候補地を一緒くたにし評価してしまうのは大きな誤りである。候補地の中に法令をしっかりと守ることの出来る土地があるにも拘わらず、上欠町を建設地にしようとするのは大きな過ちであるというものでございます。次に、規則を無視することは人権を無視しており、是非再検討した後に都市計画にかけてほしいという意見でございます。次に、環境アセスの関係ですが、情報開示などを求めながら話し合いを続けようとする最中に、都市計画審議会に諮って上欠町を火葬場の建設地に決定してしまうのはあまりにも住民無視である。14年度の2回の説明会ではプリントを2、3枚くれたのだが、15年度には環境アセスのチラシ2枚を自治会長である私に持ってきただけ、16年度はいきなり施設計画を作って意見交換会の資料として持ってきただけというものでございます。住民を無視し住民の意見を何ひとつ聞かないで都市計画手続きを進めてしまうのはいかなるものかという意見でございます。次に、候補地選定の方法とその過程、結果を数量的、科学的、合理的に納得できるよう説明してほしいというものでございます。次ですが、火葬場の建設に伴うリスクを隠しているということと、安全で安心な生活の保障について確かな説明をしてほしい。ダイオキシンの環境基準は0.6ピコグラムで心配ないと言うが、16基も燃すのだから排出されるダイオキシンは環境アセスの結果の数値で済むはずはないと思う。1社だけの環境アセスの結果だけでなく、幾つかの会社でやるべきだということでございます。続いてでございますが、ダイオキシンの拡散濃度の図を見ると、上欠団地も濃度が高い表示になっており心配ということでございます。皆さんが地区の今後の安全、健康な生活がどうなるのか非常に気にしている。全部住民を集めてしっかり説明してほしいというものでございます。次に、施行細則には「250m以内に学校、人家がない」と書いてあるのに、勝手に「人家群」と解釈している。法解釈の専門家の意見を聞き、確かな証拠を見せてほしい。最後ですが、

都市計画の手続きは、市が説明責任をしっかりと果たし、住民合意の上で行うべきであるという意見を出していただきました。

そのページの一番下のところですが、公述人Dさんからの意見申出書の内容が左側でございます。

点の一つ目ですが、現斎場は、周辺が都市計画緑地である、稼働しながらの建設が困難などの理由で、再整備が不可能としているが、現在の建設技術であれば出来ないとは到底思えない。点の二つ目ですが、市の赤字財政を考えると最小の費用で再整備するべきだと思うということでございます。

右側が同じように公述の内容でございます。

点の一つ目ですが、山本町の斎場を再建することを強く願う。競輪場の駐車場を一時使ってバス輸送しながら、半分づつ作っていくような案であれば簡単に出来ると思うという意見です。二つ目ですが、16年度予算の公債費比率は注意点と言われている15%、市の財政がひどくなっている時期に250億円ものお金をかけたら、市債、負債はどんどん増えてしまう。お金のかからないよう、現斎場を作り直す可能性があるうちは、もう一遍じっくりと考えて計画を立て直すようお願いするという意見でございました。

最後のページでございます。左側一番上でございますが、公述人Eという方からの意見申出書でございます。一番上の欄をご覧ください。

点の一つ目ですが、建設候補地の評価基準の使い方であるが、施行細則第4条第2項の内容を盛り込んでいる。この「付近250m以内」の基準と同等の評価基準として「造成費用が安価か」があり、同じレベルで選考している。次の点ですが、施行細則は最も優先順位の高い評価基準となるべきであり、法治国家の行政として当り前ではないかという意見申出書でございます。

右側に公述の内容が書いてあります。

点の一つ目ですが、評価選定基準の中で斎場の必要な敷地面積は3haとしているのに、上欠町の斎場は9.7haで計画されている。要求に対してあまりにも違いすぎる。それから二つ目ですが、選定評価の過程の中で「関係自治体からの所要時間」では点数配分が変わったり、後から新たな「人口重心」という評価項目が加わっている。最初から候補地10が決まっていて、後から理屈を付けている

のではないかという気がする。公明正大に評価基準を明確にして選んでほしいという意見でございました。

真中の段ですが、公述人Fさんからの意見書でございます。

点の一つ目ですが、市の建設候補地の評価基準は「付近250m以内に、学校、病院、住宅群がない土地であるか。」となっているということです。次ですが、施行細則には「人家」とあり「住宅群」ではない。本来、この評価基準は「付近250m以内に、『人家』がない土地であるか。」とすべきであり、これを「住宅群」にすり替える法的根拠はあるのかという意見でございます。次に、さらに「住宅群」の解釈として「民家が点在する」ことは含まれないとする法的根拠は何か。最後ですが、何の根拠もなく施行細則を読み替えることは、市民を欺く重大な犯罪的行為であるということでございます。

右側に示したように、1番目の点ですが、ダイオキシンの問題は2,30軒の問題ではなく、上欠団地300以上の住宅も対象に含まれている。人命を第一に考え対応してほしい。それから、施行細則を捻じ曲げて計画を遂行しようとしており、誠意を持った対応を期待するというものでございます。

最後の公述人Gさんからの意見申出書でございます。左枠の下の方をご覧ください。

点の一つ目ですが、地域住民と地権者を無視した行政の一方的な計画であり、再三にわたる反対陳情を無視し強引に計画を推進するのは許し難い。二つ目ですが、都市計画はすべての市民が安心して快適に生活できる環境を整えるのが主旨である。最後ですが、上欠団地の90%、上欠町の63%の住人が拒否している計画を地権者として同意できない。計画の白紙撤回を求めるというものでございます。

実際の公述の内容が右の下段に書いてあります。

点の一つ目ですが、所有地が全然知らない間に、いつの間にか火葬場の予定地になって驚いている。13年6月から候補地選定をしていながら、市からも地元の市議員からも一切説明、情報はなかったという意見でございます。次ですが、再三にわたり反対の意思表示をしているにも拘わらず、人様の土地に設計図を描いていることは犯罪行為であり、公務員として許し難い行為であるということ

でございます。点の三つ目ですが、今市の火葬場は人家が無く畑が点在しているところにあるわけですが、このようなところに今市は建てている。これは都市計画の常識であるという意見でございます。次の点ですが、上欠町は、すでに平成元年に聖山公園に7町歩も市営墓地を提供している。次ですが、他の公述人の方6名からは1人も賛成の意見は無かった。上欠団地は非常に素晴らしい環境であり、住民が反対しているのに、地権者として同意するわけにはいかない。全ての市民が安心して、しかも快適な生活を送るためのまちづくりでなくてはならない。次ですが、強引に強行するのであれば、子々孫々まで反対する公正証書を作って対抗する。裁判も辞さない。最後ですが、税金の無駄使いをしないよう、現在の斎場を改修するのが一番の良案であるという意見の陳述でございました。

以上につきましては、公聴会の概要という事でございます。実際に意見を出された申出書、それと公聴会で述べていただいた記録につきましては、お手元に資料として配布させていただいております。

また、これらの意見は重複しているものが多ございまして、大きく4つのテーマに分かれております。テーマ毎にまとめまして、これらの意見に対する見解として、事業担当でございます斎場整備推進室の伊沢グループリーダーから引き続き説明させていただきます。

伊沢説明員

地域サービス課斎場整備推進室の伊沢でございます。よろしくお願いたします。

それでは、意見に対する見解でございますが、7名の皆様からのご意見は、趣旨が重複する部分もありますので、大きく4つに区分し、それぞれ見解をまとめさせていただきました。

では、1つ目の見解を申し上げます。本資料5ページ、及び参考資料がございます。参考資料1を併せてご覧ください。

1つ目の意見は「現斎場の改築は可能とする意見」でございますが、現地改築の可能性について検証をした結果、現在の施設で火葬業務を執り行いながら、改築することは、事実上、不可能であると判断をいたしました。

まず、現地改築に必要な条件であります、大きく2つを設定い

たしました。

1つ目は、改装工事中においても、安定かつ安全な火葬業務を維持できることであります。火葬施設は市民生活に必要不可欠な都市施設であり、火葬炉の停止など不測の事態が発生した場合、市民生活に多大な影響を及ぼすことになります。火葬機能を間断なく維持することは、行政として大きな責任であると考えております。また、現斎場では、施設や敷地の狭さから円滑な運営に支障が生じており、仮に現地改築を実施する場合には、火葬業務の維持はもとより、故人との最後のお別れとなるご遺族に対しまして、十分な配慮が必要と考えました。

2つ目の条件は、改築に必要な敷地面積が確保できることであります。現斎場の敷地のうち、平坦部は約7,200㎡しかないため、現地改築には新たな敷地を確保しなければなりません。新斎場として必要な面積は、建物や駐車場、及び道路や緑地などを合わせ、最低限約30,000㎡としておりますが、うち建築物には約6,000㎡以上の敷地が必要となります。

次に、現地改築の検証をした結果であります。大きく2つの理由により現地改築は不可能であると判断いたしました。

1つ目の理由は、改築に必要な敷地の確保が困難であることあります。図面のとおり、現斎場敷地の西側隣接地には、約9,400㎡の市有地があり、この活用を検討いたしました。ここは、等高線で示されているように高低差約30mの急峻な山林に加え、風致地区や宅地造成規制区域などの規制から、仮に造成ができたとしても利用できる平坦部は5,000㎡以下となります。実際に工事を行うには、改築施設本体の面積に加え、工事スペースも必要となることから、西側市有地では敷地が不足いたします。また、現斎場の平坦部につきましては、安定的な火葬業務を維持するため、工事スペースにはできないものと考えております。

また、周辺には戸祭山緑地がありますが、ここは市中心部の貴重な緑地であり、その保全のために用地買収を進めておりますので、斎場用地とすることはできないものでございます。

2点目は、改装中の火葬業務に支障が生じる点であります。仮に改築工事を行うとすれば、急峻な山林の造成から現施設の解体まで、工事は段階的にしか実施できないため、工事の期間が長期化す

ることが予想されます。その結果，工事の騒音や振動が継続的に発生し，葬儀の静粛性が著しく困難になり，斎場利用者に大きな影響が出るばかりでなく，周辺住民の方々にも影響を及ぼすものであります。また，火葬需要の増加により，今後ますます利用者が錯綜する中で，稼動中の施設と隣接した区域で工事が行われることは，不測の事態の発生など，安定かつ安全な火葬業務の維持に支障をきたす事態も危惧されます。

以上のことから，現地改築は不可能と判断したものであります。

続きまして6ページをご覧ください。2つ目の意見の「市規則で定める人家との距離制限に違反している」についてであります。火葬業務そのものは高度の公益性を有していること，環境アセスメント調査の結果，公衆衛生は確保できること，かつ，建設地は市民共通の観点に基づき選定しておりますことから，本市規則にある距離制限を適用しないことは可能であり，規則違反にはならないと判断しております。その理由として，大きく2つの観点からご説明いたします。

1点目は墓埋法の趣旨と距離制限であり，この距離制限がどのような観点で定められているかの解釈であります。

まず，墓埋法における火葬場設置の考え方ではありますが，墓埋法においては距離基準など，設置要件については何も規定しておりません。これは，墓地や火葬場の経営が高度の公益性を有するなど，全国一律的な規制に馴染まないためであります。

次に，墓埋法と本市施行規則の位置付けですが，本市細則は法の目的とその範囲を逸脱しない中で，経営許可の判断基準を具体化したものと解釈されています。

次に，規則における距離制限についてではありますが，本市規則による距離の規定にかかわらず，墓埋法の趣旨を踏まえ，一般的な宗教感情や公衆衛生，公益の見地から設置できるかどうか判断することになります。ページ右下の表をご覧ください。本市規則第3条の下線が引いている箇所ではありますが，本市規則で言う距離制限の対象は，人家だけではありません。人家のほか，公園，学校，病院，河川，鉄道及び国道，県道その他主要道路と定義したものであります。つまり，規則で定める距離制限は特定の施設に限定したのではなく，土地所有者などの個人的利益を保護するものでもありません。

このようなことから、法的解釈においても、規則の距離制限を適用しないことは可能であります。

次に、2つ目の観点として、規則4条に規定してあるただし書きの部分、公衆衛生とその他公益の確保の点について、見解を申し上げます。火葬場は市民生活に必要な施設であり、高度の公益性を有するものであります。また、公衆衛生の確保につきましては、行政としては人家や公共施設との距離にかかわらず確保すべき要件であります。今回、市では環境アセスメントを実施し、環境を適正な水準に維持できる結果が得られており、新斎場建設計画は、公衆衛生の確保その他公益を確保できると解釈しております。

以上から、本件については、本市規則に違反はしていないと判断しております。

続きまして7ページをご覧ください。3つ目の意見「候補地の選定及び評価に疑問があるという意見」についてであります。上欠町を最有力候補地とした総合評価は、適正で妥当なものと考えております。

まず、最有力候補地の選定過程であります。平成13年6月から建設候補地の条件の検討を開始し、同年8月に適地と思われる土地のリストアップを開始しました。リストアップの際は、より広範な地域を対象とし、アンケート調査で要望が多かった交通利便性や十分な緑地の確保、また、斎場に求められる面積を有することも観点としました。結果的に24ヶ所をリストアップしましたが、それらの土地については、250m以内に人家や道路など、規則で定める公共施設が含まれておりました。なお、今回の意見書の中に、250m以内に人家の無い土地があったが、それを外したと意見をいただきましたが、そのような事実はございません。

次に、平成13年9月に建設地の選定条件を設定し、広報紙で広く市民に周知をいたしました。選定条件は記載のとおりです。

10月に、これまでリストアップした土地から10ヶ所への絞り込みを行ないました。参考資料2をご覧くださいと思います。参考資料2の左側のページでございます。11項目にわたる評価を実施し、上位10ヶ所に絞り込みました。なお、当初リストアップした24ヶ所に対し、比較表は23ヶ所ありますが、面積が不足している土地が1ヶ所判明したため、その土地の評価を除き、23ヶ

所で評価をしたものでございます。

続きまして、平成14年5月に10ヶ所から4ヶ所に絞込みを行いました。同じ資料でございます。参考資料2の右側の表をご覧ください。評価基準の中で、人家や道路などの公共施設の距離につきましては、のとおり、規定のまま評価するのではなく、付近250m以内に学校、病院、住宅群がない土地であるかとして、評価を行いました。

次に、平成14年6月に最有力候補地の選定を行いました。続きまして、参考資料3でございます。ご覧ください。これまでの評価項目に特記事項を加え、総合評価により選定いたしました。なお、評価項目の中ほどで、「敷地周辺に影響を受ける施設等がない」の欄があり、その欄に農作物への影響とした記載がありますが、これは土地利用計画や日照権の問題を想定したものであり、その本質は、農業に与える影響でございます。

それでは、本資料に戻ります。上欠町富士山台を選定した理由は表の3点であります。現地はインター通りに隣接した山林でありまして、インター通りから農道を登りきると、周囲を森林に囲まれた豊かな自然環境の中に、3ha以上の広大な平坦地が目に入る場所でございます。次に、建設地の決定についてであります。環境アセス等の結果を踏まえ、平成16年10月に最有力候補地を建設地に決定いたしました。以上が、選定経過でございます。

続きまして8ページをご覧ください。4つ目の意見「環境への影響を心配する意見」についてであります。環境アセスメントの結果をもとに、現在の環境は維持できると判断をいたしました。

その理由としまして、1点目は、環境アセスメントは適正に実施され、信頼性があることであります。今回のアセスメントにつきましては、大気汚染をはじめ10項目について予測・評価を行い、適正な水準に維持できるとした総合評価を得ました。調査方法につきましては、法に準じるとともに、国や県の指針を用いており、予測のレベルとしては十分な内容となっております。調査結果につきましては、広く情報を開示し、市民のご意見を伺いながら、評価書としてまとめていったものであります。

環境が維持できるとした2点目は、ダイオキシンの問題であります。住民の皆様が一番心配されているダイオキシン類は、環境基準

より十分に低い濃度と予測されました。

ここでダイオキシン類の規制についてご説明申し上げますが、ダイオキシン類の環境基準は、一般大気中の濃度を0.6ピコグラム以下にすること、またダイオキシン類対策特別措置法では、最も厳しい規制値を廃棄物処理施設に対する0.1ナノグラム以下としております。

次に、本市の目標値であります。火葬場は、排出するダイオキシン類の絶対量が少ないことから、法で規制された施設とはなっておりません。しかし、新斎場の排出筒出口の目標は、法で定める最も厳しい0.1ナノグラム以下と設定しました。これが、ダイオキシン類に対する本市の姿勢でございます。

次に、今回の環境アセスメントで予測した、現地におけるダイオキシン類の濃度予測についてご説明いたします。参考資料4をご覧ください。A4のカラーの紙でございます。中央の青い四角が火葬棟です。火葬棟から排出されたダイオキシン類の濃度は左下に示してございますが、最も濃い地点で0.01ピコグラムとなっており、この数値が新たに加わることとなります。したがって、現在の濃度は最大では0.088ピコグラムでありますので、この0.01を加え、将来の最大濃度は0.098ピコグラムと予測しております。この値は、国で定める環境基準の6分の1であり、十分低い数値となっております。

本文に戻ります。次に、大気中濃度と排出筒出口濃度の比較ですが、意見書では環境基準の166倍の濃度が排出されるとしたご意見をいただきましたが、これは大気の拡散を考慮しない場合であり、この計算がありうるとすれば、排出基準を設けている全ての施設は立地できないこととなります。

次に、土壌への影響につきましては、現状の値が十分に低いことから、影響は少ないと考えられます。

続きまして、本文9ページをご覧ください。その他の意見についてまとめたものでございます。

まず、赤道の付け替えに関しましては、工事中及び工事後に道路としての機能を失うことがないように、関係者と協議をしております。

次に、エリアの形状につきましては、筆界を基本としたため、多

少の不整形となっております。緩衝緑地につきましては、景観や各種の規制における観点から、十分な幅を確保いたしました。

次に、建設用途に関する点につきましては、本市斎場の告別室の利用率が高いことから、斎場部分である式場部分についても、火葬場として、都市計画決定をお諮りするものでございます。

次に、建設費用に関する点でございますが、意見書では新斎場整備にかかる費用は250億円と述べられておりますが、本市では用地費を除き、約70億円と想定しております。本市では、財政事情を考慮し、さらなる支出の削減に努めてまいります。

最後に、計画の進め方に関する点でございますが、今回の新斎場整備計画では、これまでの公共事業に見られた、市が建設地を決定してから地元説明に入る方式とは異なりまして、まず、最有力候補地として地元の皆様と話し合いを行いながら、エリアや配置計画を固めていく手法をとりました。また、建設地を区域とする上欠町自治会や地権者の皆様につきましては、これまで多くの話し合いをした結果、建設は仕方ないとのご理解をいただいた方が、大半を占めるようになっております。建設地に隣接する上欠団地におかれましては、平成14年度に2度目の説明会を開催した後、本市からは繰り返し話し合いの呼びかけを行ってまいりましたが、残念なことに自治会から話し合いの受け入れがいただけませんでした。しかしながら、今回、話し合いを再開いただけましたので、今後とも理解の確保に努めてまいります。

いずれにいたしましても、これからも地権者や、地元自治会の皆様に対しまして、話し合いを通じながら、ご理解とご協力が得られますよう、誠心誠意取り組んでまいりますので、審議会委員の皆様におかれましても、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

小林議長

説明は以上でよろしいですね。

大変長い間、説明ご苦労様でした。

事務局からの説明は終わりました。今日は報告ということでございますけれども、これからのに向けて、色々皆さん方と共通認識を図るという部分もありますので、委員の皆さんから色々な質問・意見

があるかと思いますが、それぞれをいただきながら進めたいと思います。

質問、ご意見ありましたら、どなたか。

船田委員

只今、詳細にわたってご説明をいただきまして、ありがとうございました。

今後、需要の大幅な増加が見込まれる時代になりまして、今の火葬場をどんな風にもリニューアルしても、とても対応することは難しいのではなかろうかと、市のご判断のとおりだろうと思うのであります。他県の斎場を伺ってみたり、或いは他の市の斎場を伺ってみたりしても、非常に求められる姿と言うのでしょうか、安らぎの提供、ゆとりの提供、安心感、荘厳さ、こういったものが全て含まれた、これからの斎場にふさわしい施設になって来ているということからすれば、広域行政にあたる市の斎場の再建設というのは当然であろうという風に思います。ここまで来るのに大変なご苦勞をされて来たのだらうと思いますので、是非そのまま、お進めをいただいて、ご尽力願えればありがたいと思っていることでございます。

以上でございます。

小林議長

事務局からの回答は、別によろしいですか。

船田委員

はい。結構でございます。

小林議長

他にございますか。

長田委員

環境アセスメントについて色々厳しい目で評価をされていますが、環境アセスメントは、何らかの悪影響が大気や水(の安全基準)に合うというような物理的なことだけではなくて、住民と一緒にその地域の計画を作っていくという住民参加に大きな特徴があります。今回、最終の場所を突然公表するのではなくて、最終有力地というものをまず絞ってから説明していったということなのですが、最終有力地を絞っていく段階での情報公開、こちらが住民の方にとって足りていたのかどうか、検討が必要なのではないかと思えます。

例えば，東京のあるところでは，これはゴミ処分場ですが，「どこかにゴミ処分場を作らなければいけない。しかし，どこも嫌がる。」という時に，行政と市民が何回も何回も，検討委員会を作って，「じゃあ，どうしたらいいか。」と，場所や施設の内容に加えて，運搬をどうするか，市民はどういうことをすれば良いかということ綿密に計画して，最後に計画を作っていく。環境アセスメントの一つの大きな取り組みとして，地域を住民が考えて計画していく，計画参加という部分がありますので，ここについて最終有力地を絞っていく段階で適正であったかどうか検討し，もし住民の一部の方に，若しくは地域全体の方に，何かそのところに不満があるとしたら，そこはやはり解決をしていく必要があるのではないかと思います。

小林議長 事務局に回答は求めますか。よろしいですか。

長田委員 そうですね。

小林議長 今のお話で，環境アセスという部分では，住民参加ということが非常に大事なことだと。更にもう一つは，有力地の絞込みの中で，いくつかあったけれども，真っ直ぐにこの場が出てきたのじゃないかと，こんな話もあったのですが，今の中でもし回答できるものがあればお願いしたいと思います。

伊沢説明員 最有力候補地という手法を使ったのも，今，委員さんがおっしゃられたように，早い時期から地元に入って，仮にここに斎場を建てる場合，何か不都合なこと，自然環境，それから生活環境，その部分について地元の方と1年をかけて意見の交換をやったということがございます。また，その前の情報公開につきましては，条例の規定の範囲の中で，十分にいたしていると考えております。

以上です。

小林議長 よろしいですか。とりあえず，意見ということで。また，何かありましたら。

長田委員　　そうですね。その制度の中ではそうなっているのでしょうかけれども、やはり地域の方にとっては「心情的に諸手を挙げて賛成する施設ではない。」という場合、市の姿勢としては、もっと住民の方に積極的に入っていただけるような仕組みづくりをして進めて行かれた方が、多少進めるのに時間がかかっても、後で見れば良い結果になっていくのではないかなと思います。

小林議長　　先ほど言いましたけれども、いずれにしても、焼却場もこれもそうですが、迷惑施設ということでもありますので、今までも十分な地元説明をしたという報告がありますけれども、より一層、住民と、住民のサイドに立った説明も必要だと思いますので、今後もそんな形で進めてもらうということによろしいですか。

　　よろしくお願ひしたいと思います。

　　他にございますか。

　　これから議論する中で、是非皆さん方に本当に理解をして頂いて行きませんか、なかなか最終決定まで難しい部分がありますので、どんなことでも結構ですので、是非疑問点がありましたら、意見、質問を出していただければと思います。

荒井委員　　環境アセスについての事ですけども、事務局のご報告ではこうということになっているという結果のご説明があったわけですが、環境アセスそのものの、例えば評価書を生のまま出されても分かり難いと思いますので、なるべく生の形に近いものを分かり易くご説明していただけるような、言わば結果報告を出していただきたいなと。なるべく生に近いものを掻い摘んで、我々も説明を受けられるような工夫をしていただいた方がこの審議の進行の上でも有益だと思いますし、住民の方への説明、賛同を得る上での手法としても、そういう方向をお考えていただいた方が有益なのではないかなと思います。今後の審議に資する上で、そういう工夫をひとつしていただければと思います。

伊沢説明員　　分かりました。

小林議長　　要望ということによろしいですか。

荒井委員 はい。

小林議長 私共も生のデータを当然欲しいですので、是非そんなことで、要望として、よろしくお願ひしたいと思ひます。

他にござひますか。

よろしいですか。

委員 はい。

小林議長 まだまだ、これから議論があるかと思ひますので、もし不明な点が出ましたら、またこの中でお願ひしたいと思ひます。

ご意見も出尽くしたようござひます。冒頭に言ひましたように、本日は報告ということでござひます。必要な敷地確保ができないなどの理由で現斎場では改築できないということについては、私共も概ね理解をしたところござひますが、環境基準に照らして問題ないことや、候補地選定の理由の中で周辺の人家にも環境的に問題ないことなど、専門的な部分を、次回また分かりやすく説明を求めたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。また、先ほど荒井委員からも要望がありましたように、逐次、細かいデータ等詳細について、その資料の中で報告いただければと思ひます。更に、反対者の方々もまだまだいらっしゃいますので、是非地元の方々への十分な説明を、今後も誠意を持って進めるように、是非お願ひをしたいと思います。

報告案件2 それでは続きまして、報告案件第2号「JR宇都宮駅東口地区整備に関する都市計画素案について」の説明を求めます。

飯塚書記 駅東口地区につきましては、都市計画素案ということで、現在、公聴会を開く段取りを行っております。その中で、市民の皆様縦覧している内容をご説明させていただきます。また、具体的な事業の中身につきましてもご説明いたしませんと、今回の都市計画の決定に結びつかないということもありますので、地域政策室の小堀から説明させていただきます。

地域政策室駅東口グループリーダーの小堀と申します。よろしく
お願いいたします。

それでは、「報告案件第2号」JR宇都宮駅東口地区整備事業に関
する都市計画素案について」についてご説明させていただきます。

この案件は、前回、第22回宇都宮市都市計画審議会においても
ご報告いたしましたJR宇都宮駅東口地区整備に関わる都市計画
の内容でございます。今年度、駅東駅前広場の変更を含めた都市計
画道路と土地区画整理事業の決定を目指しております。本日は、現
在、来年1月の公聴会に向けて縦覧中でございます都市計画の素案
について、ご報告するものでございます。

それでは、こちらにございます資料の1ページの左側をご覧下
さい。

今回、都市計画の変更及び決定いたしますものは、(1)といた
しまして、宇都宮都市計画道路3・3・101号東大通り及び3・
4・137号駅東口広場通りの変更でございます。さらに(2)と
いたしまして、宇都宮都市計画土地区画整理事業、宇都宮駅東口土
地区画整理事業の決定でございます。

1.都市計画決定の主旨でございますが、JR宇都宮駅東口に
ございます大規模の空閑地を有効利用いたしまして、本市の新たな都
市拠点形成するため、都市計画道路、土地区画整理事業を決定す
るものでございます。

次に、2といたしまして、地区の位置と現状でございます。資料
にもございますように、JR宇都宮駅の東側、JRの軌道(線路)
と道路に挟まれました約7.3haの区域でございます。土地利用
の現況といたしますと、宇都宮市が市土地開発公社の用地を含めま
して、全体の約45%、JR東日本さんが27%、民有地が地権者
さん2名でございますが、2%を占めております。

資料1ページ右側をご覧下さい。3番といたしまして、上位計画
における位置付けでございます。

平成12年12月に策定されました、本市の将来像とこれを実現
するための都市計画の基本的な方針を定めました宇都宮都市計画
マスタープランでは、JR宇都宮駅東口地区を将来の都市構造の中
で都心部の新たな都市拠点として位置付け、土地利用、都市施設の

整備，都市景観形成の方針など，表にございますように，広域鉄道の結節点，都市の顔にふさわしい施設整備，景観整備を図るよう位置付けされております。

さらに，(2) といたしまして，平成 1 4 年 8 月に策定されました宇都宮中心市街地，都心部のより具体的な姿と戦略的な事業の大枠を示しました都心部グランドデザインにおきましては，J R 宇都宮駅東口地区を含みます J R 宇都宮駅周辺地区を，二荒山付近をセンターコアと申するのに対しまして，J R コアと言う形で位置付け，広域交通の結節点，県都の玄関口のほか，宇都宮東部地区に立地いたします高度技術産業ゾーンの玄関口として，関東北部地域をリードするとともに，全国さらに海外へも視野に入れた広域的な交流拠点の形成を目指すよう位置付けされております。

それでは，資料の 2 ページをお開き下さい。2 ページの左側，4 といたしまして，J R 宇都宮駅東口地区の整備方針でございます。整備方針につきましては，下の表にございます 4 つでございます。

1 といたしまして，地区開発の拠点となる施設整備ということで，平成 1 5 年度，民間活力の導入に向けた，民間企業から地区全体のまちづくり構想案，事業計画案の提案を求める提案競技を実施しております。現在，事業化に向けた基本計画を策定しております。その中で，民間施設の立地と併せ，公共公益施設といたしまして，産業の支援，業務施設，公益・交流施設の導入を計画しているところでございます。

2 といたしまして，新たな交流拠点にふさわしい都市空間の整備でございます。こちらにつきましては，市民・来街者が様々なイベントや活動の場となる交流拠点ということで，交流広場というものをこの地区内に計画してございます。

3 番，J R 宇都宮駅と直結した交通結節機能の強化といたしまして，今回，駅前広場の移設を考えてございます。それと併せまして，公共交通の動線の整備，或いは，公共交通の施設整備など駅利用者に配慮した駅前広場づくりを計画してございます。

4 番目，新たな交通システムに配慮したまちづくりといたしまして，将来の新交通が駅東口地区へ導入，或いは，駅東口から西口に延伸されても対応可能な基盤整備を計画しているところでございます。

それでは、資料 2 ページ右側をご覧ください。5 番といたしまして、宇都宮都市計画道路の変更の内容、都市計画素案の内容でございます。

(1) といたしまして、3・3・101号東大通りの変更です。東大通りにつきましては、起点を東宿郷 1 丁目、J R 駅東口を起点といたしまして、清原工業団地に参ります野高谷交差点を終点といたします、延長 8.4 km、幅員 23.5 m の宇都宮東部地区における重要な幹線道路でございます。本案件では、4 車線以上の都市計画道路の変更ということで、東大通りにつきましては、栃木県決定の案件でございます。

J R 宇都宮駅東口地区では、6 車線、幅員 32 m で土地区画整理事業によりまして整備が完了しております。新たに計画しております駅前広場の都市計画決定に併せ、起点に設けております、こちらの図面の右側でございます、黄色の部分でございますが、現在ございます宇都宮駅東駅前広場、面積約 10,000 m²のみを、今回、廃止するものでございます。東大通りに関わる起・終点、延長、幅員等の変更はございません。

次に、(2) といたしまして、3・4・137号駅東口広場通りの追加でございます。本路線は、東大通りとアクセスし、新たに整備を計画しております宇都宮駅東駅前広場、こちらで赤いところでございます、面積約 13,300 m²を起終点とする本地区の幹線道路でございます。延長が約 460 m、幅員については 20.5 m で計画してございます。

東大通りとのスムーズなアクセス、自動車利用者の分かりやすい動線と安全性に配慮して一方通行右回りで計画しております。

また、車線数でございますが、駅利用者の交通量、東口開発に伴う発生集中交通量など将来計画交通量約 7,500 台と推計したところでございます。この計画交通量によりますと、2 車線相当で済むと言う形でございますが、今回は東大通り 6 車線（片側 3 車線）の道路から駅前広場へのスムーズな流入、交通広場のバス・一般車の乗降場の配置を踏まえた車両動線の錯綜の混乱回避、或いは中央街区、隣接街区の荷捌き、駐車場在庫待ちによる渋滞回避を考慮いたしまして、車線数は 3 車線といたしました。

道路の横断面の構成でございますが、計画図の右側上部に A -

A' という形で小さく書いてございます。この部分を上から切った部分が表の下に書いてございます。

駅東口広場通りの車道につきましては、幅員 3 m の 3 車線でございます。中央街区の外側、この真中にあります街区の外側の歩道につきましては 6 m、中央の街区、宅地側の歩道幅員は 4 . 5 m でございます。これは、後ほど詳しくご説明いたしますが、中央街区周辺の歩道につきましては、来街者、駅利用者の自転車動線とも考えてございまして、自転車歩行者道として位置付けまして、有効幅員 4 m を確保いたしました。なお、中央街区の外周部の 6 m 部分につきましては、東西自由通路と各街区を 2 階部分で結ぶ歩行者デッキの下り口、上り口でございます昇降部分を考えまして、幅員を 6 m にしたところでございます。

それでは、3 ページをお開き下さい。駅東駅前広場への自動車動線の計画でございます。図の中ほどに凡例がございますように、各車両の動線計画を示したものでございます。

駅東口広場通りの追加でも 3 車線・右回り一方通行との説明をいたしました。ここでは、バス・タクシーなどの公共交通、一般車などの自動車動線計画についてご説明させていただきます。

公共交通のバスの動線でございます。赤の実線でございますが、東大通り、右側の方から入りまして、駅前広場の方に参ります。駅前広場を入りましたところ、バス、タクシーの専用車線に入りまして、一番駅に近い、一番西側でございます第 1 レーンでお客様は乗り降りしていただくような形になります。自由通路のちょうど北側の部分になるところでございます。そして、乗車したバスは、駅東口広場通りに沿って東大通りの方にアクセスするという形でございます。

タクシーの動線は緑の実線、及び破線で書いてございます。バスと同じよう、駅前広場のバス・タクシー用の車線に入りまして、バスと同じように専用レーンから一番駅直近の第 1 レーンの方に入ってください。自由通路の階段、エレベータ付近にタクシーの乗降場を設置いたしました。空車になりましたタクシーにつきましては、緑の破線のように、駅東口広場を出られまして、1 周回りまして、一番広場の南端に置いてございますタクシー待機所に入ると言う形でございます。タクシーの乗車待ちのお客様については、タ

タクシー待機所から出てまいりましたタクシーに乗車するという形の動線でございます。

それと、一般車及び身体障害者、或いは高齢者用車両の動線が、紫色の実線で示したものでございます。バス、タクシーと同じように、東大通り、駅前広場に入りまして、バス・タクシーの専用レーンの先、東西自由通路の直ぐ手前で左に入ります。一般車の進入車線から第2レーンに進入して、第2レーンの方に一時停車するという形でございます。やはり、自由通路の一番下側にエレベータを設置いたしております、こちらに身体障害者用、その北側に一般者用という形の動線を考えたところでございます。駅前広場からの出口でございますが、バス・タクシー、先ほど申しました送迎用の一般車、それと緊急車両等が交錯しないよう、3レーンに分けてスムーズに駅前広場から出られるように計画したところでございます。

それでは、3ページの右側をご覧ください。交通広場等の施設配置でございます。これらの配置につきましては、バス、タクシーなど各交通事業者、関係機関とのご協議により、限られたスペースの中で、駅東口利用者にとって最も利便性、機能性の高い配置として計画したものでございます。今後、交通管理者との協議により、若干の変更があることも考えられます。

まず、バス乗降場につきましては、下図にございますように、第1レーン、東西自由通路の北側に5バース設けました。路線バス乗降場が4バース、貸切・企業等バス用の乗降場が1バースでございます。路線バスにつきましては、駅西口からの路線バスの転換を見込んで設置いたしました。

タクシーの乗降場につきましては、先ほどの自動車動線計画図でご説明いたしましたように、第1レーンの東西自由通路の南側に乗車、降車場を3バース設置しました。タクシー乗降場の南側には、タクシー待機所といたしまして、こちらにつきましてもタクシー事業者との協議によりまして、60台のタクシープールを設置いたしたところでございます。併せまして、タクシー乗降場の西側には、5台分の団体バス等の待機にも対応できるバス待機所を設置したところでございます。

一般車につきましては、第2レーンの東西自由通路の下に身体障

害者，或いは高齢者用のバスということで1バスを計画してございます。そして，その北側に一般送迎用ということで3バスを設置いたしました。

また，移動円滑化施設といたしまして，これらの乗降場へは，新設する東西自由通路（幅10m）から各レーンの南北にアクセスするものといたしまして，自由通路には，階段及び身体障害者，或いは高齢者に配慮して，エレベータを3箇所計画してございます。こちらの図面ですと小さいのですが，オレンジ色の四角に×印をしたところがエレベータの設置位置というような形で考えております。こちらにつきましては，来年度以降実設計をして，もう少し使いやすい場所ということも検討したいと言う形で考えてございます。

さらに，広場東側，中央街区寄りの歩道には，将来の導入を想定いたしまして新たな交通システムの導入空間，図では水色の破線でございます，と東西自由通路と連絡し南北街区を結ぶ歩行者デッキ，オレンジ色のハッチをかけたものでございますが，この歩行者デッキは約幅員5m，を計画してございます。北・南街区と歩行者デッキの連絡部分につきましては，階段やエレベータの設置を計画しているところでございます。

それでは，4ページをお開き下さい。歩行者や自転車利用者の動線計画をお示ししたものでございます。

先ほど，交通広場の施設配置でも説明いたしましたが，本地区と駅舎，駅西口とは東西自由通路により2階レベルで連絡いたします。

今回の整備によりまして，現在ございます東西自由通路を40m残して，新たに自由通路を約50m整備いたします。東西自由通路と交差する南北街区を結ぶ歩行者デッキ及び中央街区東側には，交流広場を通りまして，2階レベルで隣接街区と連絡する歩道橋も計画したところでございます。

図で説明いたしますと，2階レベルの歩行者動線については赤の破線で示したものでございます。また，地表レベルの動線でございますが，区域の一番西側，バス・タクシー等のレーンでございますが，この第1レーンの階段を下りまして，一番西側のレーンにつきましては，歩道幅員8.5mを取ってございます。これを利用いたしまして南北街区へのアクセス，或いは交通広場東側の歩道部の階

段を下りまして、将来の新交通の導入空間を通りまして、東大通りにアクセスする動線が主な地表レベルの動線と言う形で考えております。

また、自転車利用者の動線でございますが、現在ございます駅東口駐輪場の利用者の実態、駅前広場の放置自転車、自転車通行を考慮いたしまして、広場に面する北街区と南街区、こちらでは広場の北と南に水色の枠で書いてございますが、ここの1階部分に駐輪場を計画してございます。南街区の駐輪場の利用者動線につきましては、南街区の西端、JR線路沿いに計画しております自転車歩行者専用道路、6mでございますが、それと地区外に整備されております駅東宿郷通りとをネットワークして計画してございます。北街区の駐輪場利用者の主動線につきましては、本地区の北側及び東側の利用者を対象に、駅東口広場通りの外側、先ほどもご説明いたしました6mの歩道を主な動線として計画したところでございます。

それでは、5ページをお開き下さい。都市計画道路とともに、本年度決定いたします宇都宮駅東口土地区画整理事業の計画書及び設計図でございます。区域面積は約7.3ha、幹線街路につきましては先ほどご説明したとおりでございます。区画街路といたしまして、図のように北街区及び南街区に幅員8m～12mの道路を基本に配置しております。特殊街路につきましては、先ほど自転車の動線計画でも申し上げましたように、JR駅・線沿いに自転車歩行者道路を設置しております。

その他の公共施設といたしまして、新たな都市拠点にふさわしいイベントや活動の場となる交流広場を中央街区の東側、新たな交通システム導入空間の北側に予定しているところでございます。

下水道につきましては、青い実線の区域、交通広場の地下になりますが、地下に雨水貯留施設を設置し、一度地区内で雨水を貯留いたしまして、排水量を調整後、地区の下流の雨水幹線に放流する計画でございます。特に、雨水処理につきましては、歩道部は透水性の舗装、道路側溝などで集めた水については浸透性の側溝、或いは雨水管を使用いたしまして、地下に涵養し、区域内で発生した雨水は出来る限り地区内で処理し、放流する雨水を軽減しようと言う形で考えているところでございます。

また、地区を南北に縦断しております水路の取り扱いでございま

す。前回，10月12日の第22回都市計画審議会においてもご提言をいただいたように，現在，中央街区の北側，こちらの水路と書いてある水色の部分でございますが，こちらに作りまわす形で考えてございます。中央街区の北側の駅東口広場通り歩道際に移設いたしまして，歩行者，地区住民が水路内の錦鯉を眺め，餌をやれる，水と親しめる水辺環境を創出できるよう計画したところでございます。

さらに，宅地の整備でございますが，中央街区，南街区とも将来の立地施設の整備を考慮いたしまして，区画街路を設置しないスーパーブロック，いわゆる大ブロックの街区構成を計画したところでございます。

最後に，現在，基盤整備後の立地施設整備に向けまして，平成15年度に実施しました提案競技で第1位となった民間企業グループと協議・調整を図ってございます。民間企業グループの名前は「グループ七七八」と申しまして，「七木，七水，八河原」というような水と緑と広場に配慮いたしまして，立地施設につきましては屋上緑化，壁面緑化の検討をしております。基盤整備につきましても歩道部ほか，駅前広場の街路樹の配置，交流広場における水と緑の活用など，みどり溢れる，環境にやさしいまちづくり，またユニバーサルデザインの採用やバリアフリーへの配慮など，人にやさしいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上で，JR宇都宮駅東口地区整備事業に関する都市計画素案についての報告を終了いたします。よろしくご審議のほど，お願いいたします。

小林議長 ありがとうございます。事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から，ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。ございますか。

塩田委員 雨水に関して，貯留施設があって調整して流すという話を伺ったのですけれども，この雨水を利用するというような計画はございませんか。

小堀説明員 雨水貯留施設につきましては，雨水の排水だけのための貯留と考

えてございましたが、先ほども申し上げましたように、環境に優し
いまちづくりということで、植栽等の灌水や防火水槽、そういうも
のにも使えるようなことを現在計画しているところでございます。

小林議長 よろしいですか。

塩田委員 はい。

小林議長 他にございますか。

船田委員 東口の開発と西口の開発についてよく言われることが、「線路を
またがって中断されているので、その辺のまちづくりが非常に難し
い、活性化できないんだ。」こういう話をお聞きするわけござい
ますけれども、最近議員さんの中で、「駅の下を真っ直ぐ、大通り
からこの東口の大通りまで下を通して抜くことは技術的に可能で
あり、そうすることによって、また違ったランドデザインが描け
るんだ。」ということをおっしゃっている議員さんがおられるよう
でございますけれども、これは検討済なのでしょうか。それとも、
そういうことは問題外として、東と西を結ぶ道路を違った意味で整
備しようとなさっているのか、お聞きしたいと思います。

小林議長 東西の部分で、地下を抜くことが出来るのではないかという話
があるということでありますので、その辺の考え方とか、試算の方法
がありましたらお願いします。

栗田幹事 9月議会の時にそのようなご提案をいただきまして、都市開発部
でも内容、描いた画等をおある程度見せていただいております。

現在、都市交通マスタープランという大きな計画の中で、3環
状・12放射道路というように、都心環状線として今泉立体と築瀬
立体という2つの大きな立体工事を、これは県の事業でやっており
ますけれども、進めております。そういった中で、新たに駅の下に道
路を抜いていくということについては、これまでのマスタープラン
の中の提案では公共交通に限りて検討してはどうだろうか、この
新交通などもその一つの候補にはなっております。現時点、この

区画整理を行う中では、そういったこともある程度視野に入れて、この新交通をまだ点線で今回もご提言させていただいておりますけれども、検討しているというところでございます。全くできないというようなことではなくて、平行線であることはあるのですけれども、少し検討する必要があるのかなと考えているところでございます。

ただ、橋上駅舎と言って、駅や線路を全部上に上げるということは金銭的に非常に難しいだろうと言われております。この下を抜く案につきましては、今のところ、はっきりと結論を出したわけではございませんので、もう少し議論があるのかなとは考えております。

小林議長 ありがとうございます。
 船田委員，よろしいですか。

船田委員 はい。

小林議長 他にございますか。

増淵委員 この地域は宇都宮ばかりでなく、栃木県にとっても、高価で貴重な土地であることはその通りなのですが、交通とか憩いとか、環境の問題が多く説明されたのですが、この高価な土地を消費とか交流とか、人の賑わうターミナルにですね。やはり横の広がりは無理かと思うので、このエレベータ等も何階なのか確認しなかったのですが、そういう人が集まってですね、いくつか看板になる施設等も考えているようですが、ここがどういう活性化の拠点になっていくか。そのためにはやっぱり高さを求めていかなくちゃならないと思うのですが、そういうテナント等を入れて高さをどの辺まで考えているか。建築の高さですか、そういうものをお聞きしたいのですが。

小林議長 活性化策ということで、先ほどご説明いただきました。その中で、建物の高層という部分もありましたけれども、実際その辺の考え方、現状ありましたらお願いしたいと思います。

小堀説明員

今、増淵委員からご質問頂いた件でございますが、本日、ご報告させていただきましたのは、道路や土地区画整理事業という、いわゆる基盤の部分でございます。来年度以降、この基盤整備後の宅地の土地利用につきまして、今は民間事業者も入っているところでございますが、宇都宮市だけではなく、県のそのような施設も入れたような形で、施設整備を計画していきたいと考えてございます。その中には色々なまちづくりの話がございまして、今、お話が出ましたように、土地利用的には、この鉄道施設の部分については、現在、準工業地域でございます。こちらも区画整理の進捗に併せて、用途地域等の見直しをして、高度利用を図っていこう、要するに区画整理で減歩いたしますので、その土地を高く高度利用していこうという形で、シンボル性のある建物を駅東にも持って来たいというような検討をしております。その用途地域等の見直しとともに、先ほど言いました、そのまちづくり、壁面線の後退や広告物（看板）、そういうものを都市計画の地区計画、或いは先日も話題に出ました景観法、そういうものも併せて、新しい宇都宮の玄関口という形で計画していけたらと考えてございます。基盤整備につきましては、本年度の都市計画決定を予定しておりますが、今後はまた、土地利用関係の案をお作りして、審議会に諮らせていただきたいと思いますと考えております。

小林議長

増淵委員、よろしいですか。

増淵委員

はい、結構でございます。

小林議長

今日は、土地区画整理に関する素案ということでありまして、平面的な考え方でありましてけれども、今の意見、本当に貴重な意見でありますし、今後、宇都宮の駅東が発展するにはこの計画が相当なウェートを占めていると思いますので、今後また、議論の中で、是非お願いしたいところです。

他にございますか。

この件はよろしいですか。

委員

はい。

小林議長

ありがとうございました。

ご意見も出尽くしたようでございます。

現在、素案という形で縦覧中ということでありましてけれども、公聴会の結果も踏まえて、関係機関と調整を図りながら、手続きを進めてもらいたいと思います。次回もまた、今後については説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その他

以上で、本日の案件は終了いたしました。3番として、「その他」の事項に入りますが、委員の皆さんから何かございませうか。

よろしいですか。

事務局からは何かございませうか。

飯塚書記

ただいまの駅東口の公聴会を1月11日に執り行う予定となっております。また、この駅東口につきましては、関係機関との調整が大分進んでまいったところでございませうので、3月の上旬に都市計画審議会を開く予定をしております。またその時に、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上です。

小林議長

他に事務局ではございませうか。

よろしいですか。

今、説明ありましたように、公聴会が1月11日に行なわれまして、その後3月ということでございます。是非その中で、また詰めた議論をしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

閉会

それでは、これもちまして第23回宇都宮市都市計画審議会を閉会いたします。長時間のご審議、ありがとうございました。

宇都宮市都市計画審議会

議長（会長職務代理者）

小林 秀 明

審議会議事録署名委員

増 淵 昭 一

審議会議事録署名委員

船 田 武 彦